

目的規定

1 国

	個人情報保護基本法	行政機関法
目的規定条文	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>
	<p>下記議事録は「衆議院ホームページ『個人情報の保護に関する特別委員会会議録』」をもとに事務局で要約</p> <p>【藤井政府参考人】(衆議院 特別委 H15.4.15 「自己情報コントロール権というのがどういうことなのか」との質問に対して)</p> <p>日本でも紹介されて、我が国の学者もいろいろな考え方を示しているが、なかなか共通項は難しい。平たく言えば、自分の情報については自分が一定程度関与できるというようなこと、それも、根っことしてやはり憲法上十三条にいう人格権、そういったものに由来する重要な権利というようなことかと思う。</p> <p>【細田国務大臣】(衆議院 特別委 H15.4.15)</p> <p>自己情報コントロール権は徐々に確立されていく問題でもある。(略)法律上の概念として何々権と言うためには、プライバシーの権利でさえ何十年もかかり、こういう場合には取り消しを求める、謝罪を求める、賠償を求める、出版停止を求めるというふうに、一步一步そのプライバシーの権利を実現してきた歴史があるが、(略)これを一つずつ積み上げていかなきゃいけない。</p> <p>【細田国務大臣】(衆議院 特別委 H15.4.15)</p> <p>本法案の「目的」に明記はしていないが、個人の権利利益を保護する観点から、事業者による個人情報の取扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置づけて、開示、訂正、利用停止、第三者提供に当たっての本人同意について明確にしたということは、それを何権というかは別としても、一つの人格尊重の権利を組み込んだものだと考えている。</p>	
答申	<p>1 個人情報保護基本法制に関する大綱(抜粋)</p> <p>(平成12年10月11日、情報通信技術(IT)戦略本部、個人情報保護法制化専門委員会)</p> <p>高度情報通信社会の進展の下、個人情報(個人に関する情報であって、個人が識別可能なものをいう。)の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。</p> <p>2 我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)(抜粋)</p> <p>(平成11年11月 高度情報通信社会推進本部 個人情報保護検討部会)</p> <p>個人情報の保護については、私生活をみだりに公開されないという従来の伝統的なプライバシー概念と、近年の情報化の進展した社会においてその侵害を未然に防止する観点から、自己に関する情報の流れを管理(コントロール)するという積極的・能動的な要素を含むプライバシー概念の2つがあるといわれている。</p> <p>この2つの概念については、憲法第13条に基づく権利であるとする学説があるものの、法的な範囲、効果、手続など明確にされるべき点が多々あるところであり、概念の位置づけ等の考え方については、今後の法制的な検討の段階において、個別法等との役割分担の観点も含め、さらに検討する必要がある。(後略)</p>	<p>行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について(抜粋)</p> <p>(平成13年10月26日行政機関等個人情報保護法制研究会)</p> <p>この法律は、行政部門における情報化の進展の状況下で、行政機関の保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p>

2 政令指定都市

	現行条例	利用停止請求権	自己情報コントロール権
神戸市 (H10.4月)	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利</p>	<p>平成16年6月改正条例施行 「削除」を「利用停止」に改正</p>	<p>(審議中)</p>

	現行条例	利用停止請求権	自己情報コントロール権
	益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。		
札幌市 (H8.4月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。	答申(平成16年8月) 利用停止請求権を明記	答申(平成16年8月) 言及なし
仙台市 (H9.10月)	(目的) 第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。	中間答申(平成16年8月) 言及なし	中間答申(平成16年8月) 言及なし
千葉市 (H8.4月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。	中間答申(平成16年9月) 利用停止請求権を明記	中間答申(平成16年9月) 言及なし
さいたま市 (H13.5月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする。	(審議中)	(審議中)
横浜市 (H12.7月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護するために、その適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、横浜市(以下「市」という。)が保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。	中間答申(平成16年8月) 言及なし	中間答申(平成16年8月) 言及なし
川崎市 (S61.1月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。	答申(平成16年4月) 言及なし	答申(平成16年4月) 言及なし
名古屋市 (H8.10月) <改正条例 H15.8月施行>	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的な人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的とする。	答申(平成16年3月) 消去・利用停止等を請求する権利を明記	答申(平成16年3月) 言及なし
京都市 (H6.4月)	(目的) 第1条 この条例は、基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。	答申(平成16年9月) 言及なし	答申(平成16年9月) 言及なし
大阪市 (H7.10月)	(目的) 第1条 この条例は、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市民の基本的な人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	中間答申(平成16年5月)(抜粋) しかしながら、本市が保有する自己に関する個人情報について、開示、訂正及び削除を請求する権利は、「自らの情報を自らが管理する権利(自己情報コントロール権)」を具体的に保障するため、本条例により創設した権利であるからその重要性に鑑み、従前のとおり本条に明記することが適当である。 現行条例は、「自己情報コントロール権」を具体的に保障するため、本条例により創設した開示請求権等の諸権利を目的に明記することにより、「自己情報コントロール権」を十分に考慮したものとなっていると考えられる。なお「利用停止請求権」の新設に伴い、本条にも同権利を明記する必要がある。	
広島市 (H8.10月) <改正条例 H16.4月施行>	(目的) 第1条 この条例は、本市が保有する個人情報について、その適正な取扱いを定め、開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。	答申(平成16年1月) 言及なし。 条例に規定なし	答申(平成16年1月) 言及なし。 条例に規定なし
北九州市 (H4.10月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。	答申(平成16年10月) 利用停止請求権を明記	答申(平成16年10月) 言及なし
福岡市 (H3.9月)	(目的) 第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正又は削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。	(審議中)	(審議中)